

遺品整理における規約と免責事項

第1条（定義）

「株式会社 翔陽」(以下「当社」という)は、当社の遺品整理サービスを、お客様にご利用いただくに際し、次の利用規則を設けさせていただいております。本規則にご同意の上ご利用いただけますよう、お願い申し上げます。また、遺品整理サービスでお引取りする全ての物を「不用品」といいます。なを、形見分け等で、お客様が残される物を「必需品」といいます。

第2条(業務内容)

当社は、お客様の受諾を受け、有償にて遺品整理サービスをおこないます。遺品整理サービスの内容は、遺品の整理と片付け。「不要品」の引き取り・下取り・買取り。また、形見分け品の移動と必需品の引越し。そして簡易清掃が基本内容となります。その際、お引取りする「不用品」は、当社の基準に沿ってリユース・リサイクル・廃棄処分の、いずれかの方法により、法令順守にて処分するものとし、お客様は処分の方法を当社に一任することとします。特例として、事前に処理方法のご希望があれば、それにそうよう話し合いをもち、できる範疇で処分します。

第3条(買取りと下取り)

お客様のご希望により、ご遺品の中で買取りをご希望の物がある場合、当社の基準

によって査定を行い、買取りをいたします。お品物によっては、お預かりまたは写真撮り後の、後日の回答となる場合があります。料金は、基本現金にてお支払いいたします。また、低単価な、家電製品及び家具類等は、下取り対象となり、運搬作業費等より差し引かせていただきます。

第4条(権利の放棄と報告)

お客様は、当社の遺品整理サービス依頼されるに当たり、その際お引き取りする「不用品」の所有権を全て放棄し、当社の処分法について一切の意義を申し立てないものとします。また、お客様は、当社に対し「不用品」の返還や損害賠償を請求することはできません。また、残される「必需品」を含む家屋に残されている物全てについて、高価値品がある場合は、お客様は、当社に対して説明しなければなりません。説明を怠ったことによる破損等の場合、お客様は、当社に対して損害賠償の請求はできません。

第5条(説明義務)

お客様は、当社に対し、「不用品」の内容等に関して説明義務があるものとし、医療廃棄物・危険物など、当社が引き取りできないものについて、必ず事前に所在を説明しなければなりません。説明義務を怠ったことにより事故が発生した場合は、損害賠償の対象となる場合があります。

第 6 条(作業開始完了確認)

お客様は、当社が遺品整理サービス作業に入る前に「不用品」と「必需品」を当社に説明することとします。そして当社が、遺品整理サービス作業が終わった時点で、その場に残された必需品の確認と、「不用品」の引き取り等が完了したことを確認していただきます。作業確認後のクレーム等には、一切応じられません。

第 7 条(遺品整理サービス料金)

お見積もり時に（作業前）、当社からお客様に、料金（税別）をご提示し、お客様が、作業確認後に現金・銀行振り込みにてお支払いいただきます。お見積もり時、「不要品」が積み重なって目視できないとき等に、中から処理困難物等がでてきた場合は、別途の請求となります。

第 8 条(第三者の請求)

お客様が、ご親族等の代行で、当社の遺品整理サービスをご利用される場合、「不用品」の引き取り後、ご親族等、第三者よりの「不用品」の返却及び作業内容のクレームが発生した場合は、全てお客様の責任で対処されることとし、当社に対して金銭を含む一切の請求をしないこととします。

第 9 条(運搬物の保障)

当社の遺品整理サービスの内、移動と引越しをご利用いただくに当たり、事前に運

搬物に関し説明義務があるものとします。当社が運搬できるものは、当社運搬保険金以内（30万円以下）の価値物とすることとする。それ以上の価値のある物が含まれていて紛失及び破損等が起きても、お客様は、当社に対して損害賠償の請求はできません。

第 10 条(遺品整理サービスのキャンセル)

お客様の事情にてキャンセル場合、遺品整理当日から換算して7日から3日以内は、10%。前日は、50%。当日は80%。お見積もり金額に対して前記%のキャンセル料金が発生します。なお、日程変更の場合は、キャンセル料金は発生しません。